

大阪キンボールスポーツ連盟 規約

第1章 総則

第1条 名称

本連盟は、大阪キンボールスポーツ連盟(以下、本連盟)と称する。

第2条 事務局

本連盟の事務局を茨木市宿久庄2丁目19-5 梅花女子大学体育研究室室内におく。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

本連盟はキンボールスポーツの普及を通じて、キンボールスポーツ愛好者の交流を深め、地域や世代間で生涯スポーツや文化の振興に寄与することを目的とする。

第4条 事業

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) キンボールスポーツの普及や振興に関する方策の調査・研究
- (2) キンボールスポーツの指導・奨励と指導者に育成
- (3) キンボールスポーツの普及や振興のための宣伝・啓発
- (4) キンボールスポーツの大会・講習会の開催及び指導者の派遣
- (5) 関係機関・団体との連携及び協力
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 会員

第5条 会員

本連盟の会員は、日本キンボールスポーツ連盟大阪支部登録会員並びに理事会役員を組織する。

第6条 登録

本連盟の登録は、日本キンボールスポーツ連盟会員登録時において大阪支部を希望した時点で会員とみなす。

第7条 資格の喪失

会員は次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 規約違反や名誉毀損
- (3) 本連盟が解散したとき

第4章 役員

第8条 役員

本連盟に次の役員をおく。

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 常任理事 | 若干名(うち1名は会計) |
| (6) 理事 | 若干名 |
| (7) 監事 | 1名 |

第9条 役員を選出

役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長は理事会において選出する。
- (2) 副会長は理事会の同意を得て、会長が選出する。
- (3) 理事長は理事会において選出する。
- (4) 副理事長は理事会の同意を得て、理事長が選出する。
- (5) 常任理事は理事の互選により選出する。
- (6) 理事は総会の同意を得て選出する。
- (7) 会計は理事の互選により選出する。
- (8) 監事は理事の互選により選出する。

第10条

本連盟に理事会の推薦により名誉会長・顧問・参与・評議会をおくことができる。

第11条 役員の仕事

役員に仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- (3) 理事長は本連盟の会務を統括する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があったとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代理する。
- (5) 常任理事は会務を議決し、執行する。
- (6) 理事は会務を議決し、執行する。
- (7) 会計は本連盟の出納を担当する。
- (8) 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。

第12条 役員の仕事

役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

また、補欠・増員による新役員の仕事は、他の役員の仕事期間と同じとする。

第5章 会議

第13条 会議と議決

本連盟の会議の招集と議決は次の通りにする。

- (1) 会長は毎年1回総会を招集し、以下の事項を議決する。
 - ア 事業実績及び会計報告
 - イ 事業計画及び予算報告
 - ウ 理事会からの報告
 - エ その他の事項
- (2) 理事長の承認をもって、理事会を総会に変えることができる。
- (3) 理事会は会長又は理事長が必要に応じて招集・開催され、会長・副会長・理事長・理事をもって構成する。また、理事の3分の1以上から請求があったとき、臨時理事会を招集しなければならない。
- (4) 常任理事会は理事長が必要に応じて招集・開催され、常任理事で構成する。
- (5) 議事は、理事の過半数をもって決する。ただし、規約の改廃は出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第6章 専門委員会

第14条 委員会及び委員

理事長はひつように応じて専門委員会をおくことができる。

第7章 会計

第15条 会計

本連盟の経費は次に掲げるものをもってこれにあてる。

- (1) 登録費(日本キンボールスポーツ連盟支部会費還元金)
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) 補助金
- (5) その他

第16条 財産の管理

本連盟の会計処理及び管理方法は会長・副会長・理事長が定める。

第17条 会計年度

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第18条 細則

この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、理事会が定める。

附則

この規約は、2010年4月1日から施行